

H 3 1 年度館山第三中学校部活動方針

館山第三中学校長
飯田 博一

1. 教育目標

「自学自敬の心を持ち、明日に向かって逞しく生きる生徒の育成」

- (1) 自ら学び、自ら向上を目指す、知性豊かな生徒を育成する 〈自学〉
- (2) 自らを律し、自他を敬う、心豊かな生徒を育成する 〈自敬〉
- (3) 生命の安全を図り、身体を鍛える逞しい生徒を育成する 〈逞しさ〉

2. 目的

○部活動は、本校の教育目標である「自学・自敬の心を持ち、明日に向かって逞しく生きる生徒の育成」という観点から、余暇の善用と趣味・個性の伸長をはかる場であるとともに、身体的・精神的にも強い意志のある人間を育成する場である。単に技術だけを高めるだけではなく、規則を守り、礼儀正しい人間を育成する場であり、お互いに協力し、助け合い、社会的にも豊かな性格をつくる場である。部活動だけをやればよいのではなく、学級活動・生徒会活動・学習活動などにも積極的に取り組める生徒の目指し、一人ひとりが励ましあい、素晴らしい伝統と校風をつくりあげていくことを目的とする。

3. 具体的な目標

- (1) 目標を持ち主体的に活動に取り組むなかで、自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成し、自己肯定感や達成感、満足感を得ることができるようにする。
- (2) 異年齢の集団に属することにより、学級とは異なる人間関係の中で、コミュニケーション能力等の育成・向上を図る。
- (3) 仲間とともに、技術・競技力の向上を通して、活動する楽しさを味わわせ、個性の伸長を図るとともに生涯学習の一助とする。
- (4) 学習活動、部活動、食事、休養及び睡眠、家庭学習とバランスよい生活を送ることで、健全な心身の成長を促す。

4. 部活動の運営上の主な留意点

- (1) 適切な指導について
 - ・科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう練習方法を工夫する。
 - ・生徒個々の能力や特性を理解し、個にあった適切な指導に努める。
 - ・生徒には、「ナンバーワンになる」という気持ちを持たせるが、勝敗にこだわるだけではなく「日々の努力」を大切に活動を進める。
- (2) 事故防止 活動上のルール徹底
 - ・顧問は、活動場所や施設、用具等の安全管理を徹底するとともに、活動上のルールを定め、生徒・保護者に徹底し、部員の健康管理、事故防止に努める。
- (3) 部活動計画の作成
 - ・顧問は、年間計画（4月）・月間活動計画（毎月25日）・月間活動報告（毎月25日）を作成し、校長はそれらの内容を確認し、部活動の適切な運営について指導・助言する。
- (4) 保護者の理解と協力
 - ・保護者の理解と協力は、部活動の運営上、欠かすことができない大切なことであるから指導に関する基本方針を明確にする。

- ・部だよりの発行や保護者会を通じて活動の意義を伝え、保護者との共通理解に努める。

(5) 部長会の設置

- ・部長会を設置し、主体的で規律ある活動を目指す。
- ・部長会での決定事項・・・H28年度より、最終下校時刻を月3回守れなかった部は翌日の活動の一切を停止とする。全顧問で下校指導にあたり、チェックした部の記入も忘れずに行う。
- ・校風を傷つけたり、地域の方々に迷惑の及ぶ行為があった場合は、部活動顧問会及び部長会の協議対象とし、練習及び対外試合等の停止もある。
- ・帰宅するまでが活動であり、**帰りに寄り道をしないように指導する。買い食い、スマホ使用厳禁。**
- ・毎月、活動目標及び活動内容を、月の初めに掲示する。掲示する前には必ず、顧問に見てもらおう。(部活動目標の掲示)

(6) その他

- ・定期考査5日間(土日含む)は部活動を実施しない。大会等が近い場合は、校長、保護者の承諾を得た上で校長の許可により実施することができる。
- ・閉庁日は部活動を行わない。
※8月12日～8月16日、12月29日～1月3日
- ・顧問は特別な用事のない限り、**部の練習について指導にあたる。**
- ・部員が部活動を休むときは、必ず顧問に承諾を得る。
※連絡が無い生徒については早急に対応。
※部活動の休部・廃部について・・・今後、会議で話し合う必要あり。

5. 活動時間及び日数

(1) 活動時間 ※休日等は、週休日・祝日・長期休業等のこと

平日：2時間30分を目安とする(準備・片付け等含む)

休日等：3時間30分を目安とする(準備・片付け等含む)

※駅伝、ロードレースの練習は除く。ただし、各部活動ごとに健康に配慮すること

(2) 活動日数

平日：毎月曜日をノ一部活動デーとし、残りの4日間を活動日とする

週休日：土日のいずれかを休養日とする

振替：休日に連続で大会等へ参加した場合は、週で2日、月で8日は休養日を設けるように調整する ※大会・練習試合を含む

連休・長期休業：活動日は7割程度とし、十分な休養期間を設ける

(3) 完全下校について

○練習時間は原則として日没を考慮して次の通りする。

| 月 週 | 活 動 時 間 | 完全下校 SB |
|-----|-------------|---------|
| 4月 | 16:10～17:35 | 17:50 |
| 5月 | 16:10～17:55 | 18:10 |
| 6月 | 16:10～17:55 | 18:10 |
| 7月 | 16:10～17:55 | 18:10 |
| 9月 | 16:10～17:35 | 17:50 |
| 10月 | 16:10～17:15 | 17:30 |
| 11月 | 16:10～16:50 | 17:05 |
| 12月 | 16:10～16:50 | 17:05 |
| 1月 | 16:10～16:50 | 17:05 |

| | | |
|----|-------------|-------|
| 2月 | 16:10～17:00 | 17:15 |
| 3月 | 16:10～17:30 | 17:45 |

- 活動時間は、完全下校の15分前までとする。(チャイム有り)
- 完全下校はスクールバスの時刻とする。各顧問は完全下校時刻を必ず守れるように指導する。
- 朝練習の場合は、7時以降にはじめ、始業15分前(7:45)には終了すること。
(※6:50前に登校しないように指導をお願いします)

(4) 朝練習・延長練習について

- 延長練習の場合は、**試合前2週間前**からとする。片づけを含めて活動は1時間以内とする。
(最終下校時刻の1時間後には、下校できているように指導をお願いします。)
- 朝練・延長練習を実施の場合も校長に相談し、保護者の許可を得た上で、校長と保護者の許可により実施。)(朝練習願、朝練習承諾書、延長練習願)
- 朝練・延長練習を実施する部は、事務室前の廊下に札を掲示する。⇒教頭先生へ!
- ※特別な理由により、転部を希望するときは、顧問・保護者・担任とよく相談の上、退部届を提出し、再度、入部届を新しい部の顧問に提出する。
- 注：服装の確認 朝練→ジャージ・体操服、部で使用する服は許可。
放課後→**制服**。ただし、延長練習及び雨天の場合はジャージ・体操服等許可。

6. 施設利用

- 部室及び練習施設の管理には万全を期し、特に次の事項を厳守させる。
(部室について)
 - ・練習のための着替え以外に使用しない。
 - ・許可なくして他の部室への出入りを禁止する。
 - ・清掃等を行い、常に整理整頓を心がける。
 - ・上記の規則を守らなかった場合には、部活動顧問会議での協議対象とする。
- (練習施設について)
 - ・後始末、戸締まりは常にしっかりと行う。
 - ・施設、用具には感謝の気持ちを持ち、常に整然としておくように努める。

7. その他

- ・新入生は、入部当初に不適應を起こしやすいので一学期中の転部を認める。
- ・新入生は5月の部活動保護者会までは、できるだけの用具等の購入は控えるようにする。